

令和7年度第2回南丹市消防委員会

会 議 錄

日 時 令和7年12月9日（火）
午前10時00分から午前12時00分
場 所 南丹市役所第2庁舎第201会議室

令和7年度南丹市消防委員会

日 時 令和7年12月9日（火）午前10時00分から午前12時00分

場 所 南丹市役所第2号庁舎201会議室

委員出席 9名中8名出席

木村 隆彦 会長（明治国際医療大学教授）
西田 武志 委員（南丹市消防団副団長）
中島 勲 委員（前南丹市消防団長）
寺田 昇 委員（自主防災組織南地区自主防災会長）
佐藤 秀実 委員（京都中部広域消防組合園部消防署長）
大塚 道昭 委員（南丹市代表区長日吉地域代表区長）
森川 敏幸 委員（京都府南丹広域振興局地域連携・振興部長）
清水 範子 委員（南丹市消防団女性分団副分団長）
(欠席 野中 大樹 副会長（南丹市消防団長）)

傍聴人 1名

事務局 危機管理監	西岡 龍助
(説明員) 危機管理課課長補佐	山崎 博
危機管理課課長補佐	寺田 利裕
危機管理課主幹	柴田 裕子

- 次 第 1 開 会
2 市長あいさつ
3 委員会成立報告
4 市長諮詢
5 会長あいさつ
6 訒問事項協議
 (1) 出動報酬
 (2) 消防OB機能別団員
7 その他
 消防団の組織見直し
8 閉 会

《会議録》

発言者	内 容
事務局（司会）	<p>ただいまから、令和7年度第2回、南丹市消防委員会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては大変ご多用のところを出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私、本日進行を担当させていただきます総務部危機管理課課長補佐の事務局（司会）でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、南丹市長より挨拶を申し上げます。</p>
市 長	<p>消防委員会の開催にあたり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、歳末を迎え、何かと御多忙な時期にもかかわらず、本日の消防委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。ご遠方よりお越しの方もおられる中、このようにお集まりいただきましたことに、心より御礼申し上げます。</p> <p>さて、地震はいつ発生するか予測が困難であり、私自身も今朝まで把握しておりませんでしたが、昨夜、青森県沖を震源とする大きな地震が発生し、震度6強を観測したとの報道がございました。現在も余震が続いており、今後の状況が懸念されております。全国的に見ましても、地震は各地で相次いで発生しており、改めて防災への備えの重要性を認識させられるところでございます。</p> <p>また、南丹市に目を向けますと、本年は残念ながら家屋火災が多発いたしました。暑い時期には美山町内久保地区において、複数の家屋が短時間で焼失する民家火災が発生し、大変衝撃を受けたところでございます。当時、消防団の皆様には厳しい暑さの中、懸命に対応いただき、幸いにも負傷者なく鎮火に至りました。</p> <p>さらに、11月初旬には美山町板橋地区においても家屋火災が発生し、こちらにつきましても人的被害がなかったことは不幸中の幸いであったと考えております。</p> <p>このほか、八木町神吉において行方不明者の捜索救助活動を実施いたましたが、結果として行方不明となられた方がお亡くなりになるという痛ましい出来事もございました。</p>

	<p>このように、現在のところ南丹市において大規模な地震被害は発生しておりませんが、私たちの身の回りでは、火災をはじめとする様々な災害が常に起こり得る状況にあります。これらに対応するためには、常備消防はもとより、地域に根差した消防団の皆様のお力が極めて重要であることを、改めて痛感しているところでございます。</p> <p>本日は、消防団員の待遇改善や体制の充実、さらにはO B 団員制度の創設等についてご審議を賜りたく、開催させていただいております。特に、消防団O Bの団長様をはじめ、地域において積極的にご尽力いただき、O B 団員制度の創設に向けて多大なご努力をいただいていることに、心より感謝申し上げます。</p> <p>本件につきましては、皆様に諮問をさせていただき、忌憚のないご意見を賜りながら、前向きな答申をいただければと考えておりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございます。</p>
事務局（司会）	<p>次に、委員会成立を報告いたします。本日の委員会でございますが、委員の半数以上が出席いただいておりますので、南丹市消防委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを報告申し上げます。</p> <p>次に、市長諮問に移ります。西村市長より本委員会へ諮問させていただきます。</p>
市 長	<p>消防委員会への諮問について、下記について貴委員会へ諮問いたします。</p> <p>諮問第1号 消防団員出動報酬の創設について 諮問第2号 消防O B機能別団員の創設について 以上を南丹市消防委員会長様宛に諮問をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。</p>
会 長	承知いたしました。
事務局（司会）	<p>ここで市長は他の公務のため退席となります。 会議を進める前に、会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	<p>皆さん、おはようございます。会長の木村でございます。 どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日はお忙しい中、たくさんの委員の皆様にご出席いただき、ありがとうございました。年末で大変お忙しいと思いま すし、また気ぜわしい時期ですので、さまざまな事故や事件 が頻発することが予想されます。そうした中で、この南丹市 の消防体制について、皆様と議論できることを非常に嬉しく 思います。忌憚のないご意見をいただければと思いますので、 よろしくお願ひいたします。</p>
事務局（司会）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ではこの後の進行につきましては、会長にお願いいたします。 どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>先ほど西村市長から消防委員会に諮問をいただきました。 諮問の内容は、まず第1号として消防団員出動報酬の創設に ついて、次に第2号として消防OB機能別消防団員の創設に ついてです。これらの項目について、順に協議を進めてまい りたいと思います。</p> <p>それでは、第1号の出動報酬について、事務局より説明を お願い申し上げます。</p>
事務局A	<p>南丹市危機管理課課長補佐の事務局Aでございます。本日 はよろしくお願ひいたします。</p> <p>資料は事前に送付させていただいておりますが、お渡しし ました次第と、資料1から4、さらに参考資料1と2につい て説明をさせていただきます。市長からの諮問の内容に入る 前に、まず南丹市消防団の団員数の推移についてお話ししま す。資料1の1ページをご覧ください。</p> <p>資料1には、平成18年の市町村合併により南丹市消防団 が誕生した際の消防団員数と定数が記載されています。左側 の太い欄には消防団員数、中央より右側の太い枠には定数が 記載されています。平成18年の1月1日には、消防団員数 1,640人、定数1,700人として南丹市消防団がスタートしま したが、年々消防団員数は減少し、平成23年度には定数を 1,550人に改正しました。その後も消防団員数の減少が進み、 昨年、令和6年度には定数を1,300人に改正しました。</p> <p>下から2つ目のところですが、令和7年の4月1日からは 機能別団員を創設し、これまで一般団員と同じ扱いだった学</p>

生団員は、この4月1日より学生機能別団員となったところです。一番下のデータですが、令和7年10月1日時点での団員数は1,247人で、そのうち基本団員数が1,185人、学生機能別団員が62人という形になっています。定数は1,300人で、これが直近の数値です。

それでは、市長からの諮問の一つ目について説明いたします。消防団員出動報酬の創設について3ページをご覧ください。

資料2-1です。上の部分には、南丹市消防団員の出動報酬創設の必要性が記載されています。令和3年4月13日付け消防地第171号に基づき、消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の作成等について」との文書が発出され、消防団員の処遇改善が求められています。消防団を中心とした地域消防力の充実強化に関する法律第13号において、国及び地方公共団体は消防団員の処遇改善を図るため、出動・訓練等の活動実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給を行うよう、必要な措置を講ずることが定められています。これに基づき、南丹市では令和6年度に消防団員報酬の個人口座への支給を行いました。また、今年、令和7年度から消防団の団員に対して年額報酬の引き上げを行いました。出動報酬の創設についてお話しします。災害に関する出動については、団の基準では1日当たり8,000円を基準としめされています。災害以外の出動については、市町村が出動の様態、訓練・警戒等や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額とするよう示されています。これを受けて、現在は出動手当等という形で、出動・警戒・訓練手当として年額4,000円、指導員手当として年額20,000円、ラッパ鼓隊員手当として年額10,000円を支給しています。今後は出動の種別ごとに、活動時間や回数に応じた出動報酬の支給に変更していく予定であり、令和8年度からスタートすることを提案いたします。その下には、出動報酬創設までのスケジュールが記載されています。本日の消防委員会、12月19日に南丹市特別職報酬等審議会での審議を経て、議会に条例の一部改正案を提出し、議会の承認を得た後、令和8年4月から出動報酬を創設する形で進めております。4ページをご覧ください。南丹市で創設する出動報酬の考え方、種別及び単価についてご説明いたします。市長、また市の財政部局と調整を行い、今回提案させていただく出動報酬の種別案及び単価案となります。

表がございますが、出動報酬については、3つの種別に分けて考えております。1つ目が災害出動、2つ目が警戒出動、

3つ目が訓練出動です。

まず、上に記載してある災害出動についてですが、出動1日につう報酬としています。災害出動とは、火災や風水害等の出動、災害警戒本部以上の要請により出動し、現場での実動を伴うものを指します。また、行方不明者捜索活動も災害出動に当たります。こちらは、時間ごとに単価が上がる形で考えています。2時間以下の出動で1日につき2,000円、2時間を超え3時間以下の場合は3,000円、順に上がっていき、5時間を超えると6,000円となります。災害出動の1日の上限は6,000円とし、単価は1時間ごとに増加します。

次に、警戒出動についてですが、こちらは出動1回につきの報酬となります。風水害等の出動で、警戒本部以上の要請により出動し、現場での実動を伴わないものです。こちらの報酬は1回2,000円です。災害・風水害の出動は、現場で実動したかどうかによって災害出動と警戒出動に区分して考えます。また、花火大会の特別警戒も1回2,000円として考えています。

最後に、出動1回につきの訓練出動についてですが、1つ目が年末警戒です。こちらは「警戒」という名称がついていますが、あらかじめ日程がわかっている内容です。また、花火大会の警戒のように事前に水を撒いたり、火災に備えて放水を準備する実動はありませんので、こちらは訓練出動として位置付けたいと考えています。

次に、指導者訓練についてですが、班長以上を対象とし、全団またはブロック単位、あるいは分団単位で実施したものを見ています。消防学校の入校、南丹船井支部の教育訓練、南丹市消防操法大会に関する内容で、これは大会の当日のことです。南丹市消防操法大会に至るまでの訓練は対象外です。また、京都府消防操法大会についても、大会当日のことです。

次に、南丹市消防団代表による京都府消防操法大会に向けた訓練は対象としています。操法要員、指導者、準備や片付けなどの協力要員が対象となります。激励のみの団員は対象外となります。操法大会については、南丹市の大会に至るまでの訓練は対象外です。南丹市の消防操法大会の当日は対象とします。そこで優勝され、京都府大会に出場する方々、つまり南丹市の代表の方々については、その訓練が対象となります。京都府大会の当日も対象としています。このように区分けを行っています。

南丹市の代表となった方々は、他の方よりも回数を多く訓練を行うことになりますので、訓練・指導の対象と考えています。次に、南丹市総合防災訓練、京都府原子力総合防災訓練、その他消防団長が認める活動が訓練・指導となります。こちらは1回1,000円という単価で考えています。

さらに、出動報酬対象外の活動についてですが、入退団式及び辞令交付式、出初式、夏季訓練、秋季・春季の火災予防運動期間の活動、広報パレード、高齢者宅訪問、実火災想定訓練、文化財防火訓練、京都府消防大会、上記以外の訓練、地元や各種団体からの依頼に基づく花火を伴わない警戒活動、毎月の各種定例活動、機械器具点検活動、会議などが該当します。これらは出動報酬の対象外となり、出動報酬とは別に支給される年額報酬の中で活動いただくものであると考えています。

続いて、5ページの種別および単価案の考え方、出動時間の考え方について、報告させていただきます。繰り返しになりますが、上から順に、種別案および単価案の考え方について説明いたします。

種別については、災害出動、警戒出動、訓練出動の3つに分けられます。災害出動は、出動1日の中で活動時間の経過により単価が増額していく形とします。1日当たりの限度額は6,000円です。警戒出動と訓練出動の単価は、出動1回当たりの単価とします。ただし、同日同内容の出動は複数回カウントしないこととします。

風水害等の出動については、風水害出動、地震災害出動、原子力災害出動、国民保護対応出動を含めます。風水害等出動は、現場の実動を伴う災害出動と、現場での実動を伴わない警戒出動の2つに分けられます。現場での実動とは、避難誘導活動、土のう積み、土砂・樹木の除去等を指し、風水害等出動でこれらを実施した場合は災害出動としてカウントします。逆に、風水害等出動で詰所での待機や車両等での巡回のみで終えられた場合は、警戒出動として区分されます。

風水害の出動は範囲が広く、地域によっては土のう積みや木の除去を実施した例もあります。一方、他の地域では、詰所での待機や車での巡回だけで、特に被害が出なかった場合もあります。このような状況は、災害出動に該当するか警戒出動に該当するかを分けて考えていく必要があります。災害出動の風水害出動か警戒出動の風水害出動かの判断は、全域または分団ごとに災害警戒本部長である市長が行うことにな

ります。南丹市全域で被害が出て、土のう積みが行われることもあれば、地域によって差がある場合もあります。そのため、全域または分団ごとに災害出動か警戒出動かを区分して実施していく計画です。

出動時間の考え方について説明します。出動した時間は、出動命令を受けた時間、および消防署の担当から届いた火災の発生通知のメールが届いた時間、さらに分団長が受け取って団員に LINE 等で連絡した時間から、現場解散の時間とします。ただし、出動命令を受けたものの、すぐに出動できなかつた場合は、自己申告に基づいてその時間分を除外し、出動した時間とします。

1つの活動事案において、夜間から出動し午前 0 時を超えて 2 日間にわたる場合は、1 日あたりの限度額を適用します。火災発生の翌日に現場検証や灰かき作業に出動した場合は、それぞれ 1 日ずつ出動時間をカウントする形で考えています。

また、出動者名と出動時間・回数の報告を、令和 7 年の 5 月から試行的に実施しています。活動事案ごとに消防団の幹部団員、基本的には団長、各団員が個別に報告するのではなく、幹部の団員、部長及び分団長が所属団員の出動者と出動時間・回数をまとめて市の方に報告し、出動時間を把握していく形を考えています。

報告にあたっては、南丹市公式 LINE を活用し、消防団幹部団員が自身のスマートフォンから出動者や出動時間・回数を入力して送信することとします。他の消防団では、紙や FAX で報告を行っているところもありますが、少しでも簡素化しようということで、LINE を通じて報告する形のツールを利用する予定です。

続いて、7 ページ資料 2-2 と書かれているものをご確認ください。こちらは京都府内の他の市や近隣の京丹波町の出動報酬の種別と単価の一覧となっています。一番下の赤枠のところが、今回提案させていただく南丹市の出動報酬の種別です。災害出動で最大 6,000 円、警戒出動で 1 回 2,000 円、訓練出動で 1 回 1,000 円となります。近隣の亀岡市は下から 4 番目に位置し、京丹波町は下から 3 番目に位置しています。京丹波町と亀岡市の報酬を見ますと、両者とも災害出動・警戒出動で最大 1 日当たり 8,000 円、訓練出動で最大 1 日当たり 4,000 円の設定となっています。

南丹市は、亀岡市や京丹波町と比較して低い単価に設定し

	<p>ていることになりますが、南丹市の地域は広く、その分団員数も多いため、令和8年度の出動報酬の創設からすぐに亀岡市や京丹波町と同じ水準に引き上げることは財政的に厳しい状況です。今後消防団員数の減少が進むと考えられるため、それに合わせて出動報酬の単価の見直しが必要であると考えています。しかし、一旦は、今回提示させていただきました災害出動で1日当たり最大6,000円、警戒出動で1回当たり2,000円、訓練出動で1回当たり1,000円という形で出動報酬を創設し、令和8年度からスタートしたいと考えています。</p> <p>最後になりましたが、出動報酬の支給時期については、年に2回に分けることを考えております。参考資料として添付しております「南丹市の消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例」の4ページには、支給の時期に関する記載があります。第15条によりますと、現在は報酬と手当を併せて12月の頭に支払いしております。今年の分も12月2日に皆様の個人の口座に報酬と手当をお支払いしたところです。</p> <p>今回の案では年額報酬は今まで通り12月に支給し、出動報酬は4月から9月分を10月にお支払いし、10月から3月分を4月にお支払いする形です。これにより1年を通じて、出動報酬の1回分は10月に支給され、12月には年額報酬が、翌4月に出動報酬の2回目が支払われる流れとなります。出動報酬の創設についての説明は以上でございます。</p>
会長	それでは、先ほどの事務局からの説明を受けまして、皆様からのご意見やご質問等をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。挙手の上、発言いただければと思います。
A委員	従来あったラッパ隊はどうなるのでしょうか。その訓練から考えると、組織はどのように変わるのでしょうか。
事務局A	令和8年の4月から、消防団の組織の再編を進めており、支団がなくなることに加え、指導員がなくなること、さらにラッパ隊もなくなるということで調整しています。
A委員	わかりました。
B委員	警戒出動や訓練出動の途中で災害出動に切り替わった場合、報酬は加算されるのでしょうか。

事務局A	災害出動がある程度終わった段階で、どの分団が出動したのか、または出動しなかったのかを判断します。出動した分団については、出動開始時から考えて上限を6,000円とし、出動しなかった分団については、1回当たり上限を2,000円とする方針です。また、どのタイミングで警戒から災害対応に切り替わるかという点については、その時の出動を考慮し、この地域を災害出動として扱うか、警戒出動として扱うかを判断します。災害出動として扱う地域は1日あたり6,000円まで、警戒出動として扱う地域は1回当たり2,000円とする形です。これらを南丹市全域または分団ごとに判断し、統一していく予定です。
会長	例えば、分団長から「ちょっと様子を見てきてくれへんか」ということで警戒に出て行きました。しかし、そこで災害が起きているかもしれない感じ、これは活動しないとまずいなと思い、土のうを積みました。その時は、災害出動という形でよろしいのでしょうか。
事務局A	はい、そのようになります。
会長	警戒扱いではなく、実動があったと切り替えることですね。その際、誰かが判断して切り替えたという報告をしておく必要があります。
事務局A	それを災害対策本部の方に集約されます。
会長	B委員、いかがですか。
B委員	訓練中に、ある程度訓練が進んでいる中で、もし火災が発生した場合、出動となるのでしょうか。そういう場合はどうでしょうか。
事務局A	訓練出動から切り換えて火災出動になると考えています。
会長	2件とも、それに該当するということですね。
事務局B	例えば、年末の警戒で出動している最中に火災が発生した

	場合、訓練出動の 1,000 円と災害出動分が支払われるということです。
会 長	当然、さまざまな想定があると思います。訓練が始まる前にどうなるのか、さまざまな問題が出てくるでしょう。しかし、その際には良い方向に考え、団員に手厚く手当をするという方針で進めていくということでよろしいでしょうか。
事務局B	はい、柔軟に考えさせていただくということで結構です。
A委員	<p>出動手当の金額が、近隣の市町と比べると、今年度の団員数が多いこともあり、財政的に厳しいという状況でこの設定がされたことについては理解しています。しかし、消防団員として年額 36,000 円余りの支給があります。ただし、実際に出動している消防団員には 36,000 円が支給されるのは当然だと思いますが、年間に出動がない、いわゆる「幽霊団員」と呼ばれる方に対して年額 36,000 円を支給することには疑問があります。</p> <p>例えば、1 年間まったく出動していない、翌年も出動がない、さらに 3 年間出動がない場合について考えると、やはり 36,000 円を支給しない方が良いのではないかと思います。1 年間という長期間、体調やその他の要因で出動できないこともあるかもしれません、すぐに対応しなければならないという訳ではないにしても、年額 36,000 円を支給しないことについても検討する必要があると考えています。もし幽霊団員が減少すれば、その分の財源が生まれ、出動手当として支給されるのが本来の姿ではないかと考えています。</p> <p>さらに、残念ながら地元で火災が起り、ご迷惑をおかけしました。出動していただいた皆様には大変感謝しておりますが、その際に各分団の活動を見ていると、美山町の 1 分団を除いて出動がなかったように思います。鎮圧・鎮火までにかなりの時間がかかったと思います。鎮圧の状態に至れば、残りは地元の分団だけで対応し、他の団員は解散するという形にしていただいた方が、消防団員の負担を軽減できるのではないかと思います。</p> <p>この出動手当の財源についても、有効な判断ができるように出動時期や解散の時期についてもご検討いただければと思います。</p>

会長	それではまず、1つ目のいわゆる「幽霊団員」と呼ばれる方々の扱いについて、調査が必要かどうか、またそのあたりに関して何かご意見をお持ちであればお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。事務局の方で何か腹案をお持ちでしょうか。
事務局A	<p>こちらについては、昨年報酬審議会を開催し、団員報酬の増額を提案する中で、実際に活動している者には相応の金額が支払われるべきですが、幽霊団員に対しての支払いはどうかとの意見もありました。その辺りは整理していく必要があるとされています。また、条例には「消防団員の定員、任免、給与等に関する条例」の第13条に報酬に関する項目があり、特に第2項では「勤務成績が特に不良であった者に対しては、報酬を減額することができる」と加えています。</p> <p>今後は出動報酬を基に出動時間や出動した人を把握していくことになりますが、現段階では特に勤務成績、出動成績が不良な誰かを特定することは困難です。しかし、出動報酬の創設により出動回数を把握することで出動が少ない方が明らかになることが期待されます。さらに、令和5年度までは団体に出動報酬や手当をまとめてお支払いしていましたが、現在は個人の口座に直接支払っています。このような中で、活動をまったく行わず1年も顔を見せない者に対しても、その方の口座に36,000円が入金されているという状況は、部の中で問題意識が高まってくるのではないかと思われます。その結果、幽霊団員の減少にもつながるのではないかと考えております。</p>
会長	実際に幽霊団員を勤務に就かせることには、その分団や部・班にとって全くメリットがないという見方もあり、そうなれば部や班も再考するかもしれません、幽霊団員の名前を登録することには何らかの利点があるのでしょうか。
事務局A	京都府から「わがまち消防団強化交付金」をいただいておりまして、団員数掛ける5,000円という補助金が出ていますので、その点は利点になるかと考えます。
会長	それ以上に保険関係でお金を使うこともありますので、整理をきちんと行った方が南丹市にとってもメリットがあると思います。

事務局A	はい。
会長	今日は団長はいらっしゃらないのですが、団の方ではそのようなことについて協議されていますでしょうか。
C委員	協議まではしていないのですが、私が八木担当なので、八木の分団内ではそういう整理をしてほしい、またはしてくださいと前々から伝えています。
会長	なかなか言いづらいこともあったり、入団の際に無理にお願いしたことがあったかもしれません、時代が変わってきたので、今後こういった問題が明るみに出れば、さまざまなニュースでバッシングを受けることになるかもしれません。そのため、いわゆる「幽霊団員」に対してどのように扱うかについては、議論の余地があるかもしれません。今日はこの件について、具体的に何を決めるというところまでは進んでいないので、今後の課題として認識したいと思います。この問題が今日の場で意見が出たことは、議事録に残させていただきます。他の委員の皆さん、この件について何かご意見がありますでしょうか。
D委員	女性団員については、活動に参加している者と、全く参加していない者がいます。年間を通して一度も出動していない者もいますが、自動的に報酬が入るようになったのはここ3年ほどです。それ以前は、個人が支所に取りに行く形でした。それだと、一度も出でていないのにお金だけもらいに行くことに強い抵抗があり、返金という形で1年間はしないけれど部の方で使ってくださいとお返しをされていた方もいました。しかし、ここ数年は自動的に振り込まれるようになり、中には消防からの入金と気づかないまま通帳に記載されている方もいます。他の市町村において活動を休止することを文書で定め、1年間お休みし、再開時に報酬を受け取るようにしているところもあると聞いています。南丹市でも、可能であれば、そのような期間猶予の契約を検討し、活動を行わない方には報酬を支払わないという取り決めを導入していただきたいと思います。
会長	これについて、事務局の方でそういった制度があるかどうか

	かを含めて、ご存知のことがあれば教えてください。報酬を止めるることはできるのでしょうか。
事務局B	少し研究をさせていただきたいと思います。
委員	詳しくはわからないのですが、何か手続きをして、その間にお休みをするということがあるように聞きます。
事務局A	ここ2年間、個人口座へ振込していますので、報酬を辞退する方が数名いらっしゃいます。口座をお聞きする際に「報酬を辞退します」とおっしゃる方もいます。理由までは尋ねませんが、おそらく活動ができていないことが原因だと思いますので、そういったことはあるのだと考えます。
会長	辞退はできるのですね。
事務局A	ご本人からの申し出があれば可能です。
会長	事務局から止めることはできないですね。
事務局A	何も申し出がなければ、そのまま支払います。
会長	それを例えば部に入れるということは、してはいけないことですよね。
事務局A	こちらからの振込は行っておりません。
会長	その人が、例えば自分たちで内規のように取り決めをし、活動を行わないからといって、その部門に渡すということはしてはいけないことなのですね。
事務局A	してはいけません。あくまでも個人の判断に委ねられます。
会長	受け取らなければならないのですよね。いずれにせよ、一応特別職の地方公務員という形になるため、その点についてはきちんとしたルールに基づかなければならぬと思います。ですから、先ほど管理監がおっしゃったように、一度事務局の方で、どのようなことが可能か考えていただければと思います。また、これについて何か回答は大丈夫でしょうか？

D委員	回答は大丈夫です。
会長	一応、これについても議事録に載せていただくということ で、もし可能でしたら、その議事録の中で経過として調べた 結果、こういう方法があるという形で記載していただければ、 皆様も議事録で確認できるかと思いますが、それは大丈夫で すか。それとも載せないほうがよろしいですか。
事務局B	載せていただくことには問題ないと思います。今後の課題 として受け止めさせていただくということで、よろしくお願 いします。
A委員	付け加えると、先ほどの出動報酬の対象になる活動につ いては出動しているかどうかのカウントは把握が可能ですが、 出動報酬対象外の活動もありますので、なかなかその辺りの 把握はしにくいと考えています。今おっしゃっていたように、 年額 36,000 円を支給するにあたって、部・班に対して活動が 正しいかどうか、確認を取る必要があると思います。ここが 一番実態を把握している部分だと思いますので、その点につ いてもご検討いただければと思っています。
会長	担当の副団長がどのような形で活動しているのかすべてに ついて確認をしているんですよね。
C委員	それをしています。
会長	それを共有しておけばよいということになります。もちろ ん、報告は行っていると思いますが、いかがでしょうか。
E委員	文化財防火訓練やその他の訓練、さらに訓練内容の住み分け については、何か基準があるのでしょうか。
事務局A	基本的には近隣の市長が対象としている訓練をベースに考 えさせていただきます。あとはこちらの把握のしやすさを考 慮し、住み分けをしたいといったところです。
事務局B	文化財防火訓練は現在、対象外の活動となっています。た だし、すべての支団がそうなのでしょうか？

事務局A	そうですね、支団の中のどこかの分団にある地域のお寺や神社を中心に、その地域だけで行われているようなイメージがあります。
会長	全体的ではないということですね。
事務局B	そういうことになります。出動報酬が出ないというのではなく、年額にそちらが含まれているという考え方をしていただけだと思います。
会長	支払いに関することで確認したいのですが、4ページの災害出動についてです。1日につきということになっているのですが、1日に2件の火災があった場合、当然これは別の火災ということになります。これを1日にしていたら、同じ日は1回だけということになりませんか。
事務局A	会長がおっしゃった通り、朝に火事があり、また夜に別の火事が起きたときは、それぞれカウントする必要があると考えております。
会長	次に、同じ火災でも再燃した場合について考えてみましょう。例えば、消防本部が1件の火災を扱っている間に再燃した場合、すべてを1つの事例として扱うのか、それとも時間が経つことで異なる考え方が出てくるのか、そういうことを考慮する必要があります。いろいろな細かい事項が出てくると思いますので、慎重に検討することが大切です。
事務局B	正直なところ、いろいろなパターンが出てくるのではないかと思います。
会長	やりながら、というところがあるのかもしれません、ただ、これをどうするのかというのが、結構いろいろ出てくるかなと思います。その次の警戒出動ですが、これは例えば「出動1回につき」という表現についてです。この1回というのは、1回出動に回ればの1回なのか、台風が1回来た時に、その際に1回詰所に集まても2回や3回巡回に回ったりしますが、それは1回なのか、1回あたりなのか、それはどうなのでしょうか。

事務局A	それは台風 1回につき 1回です。
会 長	台風が 1回発生するごとに、出動が 1回というよりは、その台風により集まった場合が 1回だという、そういう考え方です。
事務局A	台風の時に長期になる場合は、出動後に、休憩に帰られてまた来られるという場合もありますが、5ページにも書いていますが、同日同内容の出動は複数回にカウントしません。全体的に 1回という形で考えております。
会 長	はい、承知いたしました。おそらくいろいろなパターンが出てくるかと思いますので、ぜひ団員の皆様にとって良い形で考えていただければと思います。
B 委員	訓練出動で市の総合防災訓練は対象として明記されていますが、自治会で行う防災訓練は対象にしていただけるのでしょうか。
事務局A	対象としては、今は考えておりません。こちらには少々把握の難しさがあることから、対象外とさせていただいております。
会 長	今年度、八木町南地区で行った防災訓練は、南丹市の総合防災訓練と同日でした。ただし、総合防災訓練の一部訓練とはされなかつたものの、八木でも訓練を実施されたという扱いになると思います。その場合、手当が支給されることになるでしょう。
事務局A	そうですね。同日、少し時間がずれましたが、第一部の訓練同様に避難誘導を行っていただいておりますし、グラウンドに集まっていたいただいておりましたので。
事務局B	八木だけでなく、他の自治会でも実施していただいているところがあります。そこには消防団の方が誘導をしてくださったと伺っています。そうした場合には、南丹市の総合防災訓練の一環として扱っていただこうかと思っています。

会長	承知いたしました。B委員、それでよろしかったでしょうか。
B委員	はい。
会長	先ほどA委員から出ておりました質問についてですが、2つ目の質問がございました。鎮圧・鎮火まで時間がかかるということで、地元を除いて解散することもあるということです。しかし、これは報酬の部分とは異なることですので、その点についてはいかがでしょうか。ここで消防委員会として協議させていただいてもよろしいでしょうか。特に反対意見はありませんので、この件についてC委員が何か方針についてご存じでしたら、ご発言いただければと思います。解散時期の考え方についてお伺いします。
C委員	八木の場合、建物火災では副分団以上の幹部と3分団以上の出動があり、ポンプ車を所有する分団も出動します。その中で鎮圧状態であれば、臨機応変に考え、当該分団のみを残し、残りの分団は一旦解散します。団員については、帰るよう指示を出します。ただし、役員や支団については、鎮火まで最終的に残ることになります。また、こういった場合には、団長から団員を早めに帰らせるよう要望があるため、今後もその体制を進めていきたいと考えています。
会長	A委員の発言によると、例えば美山という場所には、他の地域とは異なる考え方を持つ必要がある部分があるかもしれません。もし、美山ではどのようにすればうまく運営できるのかという具体的な方法がございましたら、ご意見をいただければと思います。
A委員	「美山だけ」という意味ではなく、やはりそれぞれが仕事をしながら火災に出動していますので、解散の時期については、被害がなく延焼が少ない状況になれば、できるだけ早い段階で解散をかける方が良いのではないかと思います。また、お金のこともありましたので、少し発言させていただいた次第です。
会長	参考までに、常備消防の状況についてですが、どのタイミングで帰署の引き上げを検討されるのでしょうか。

F 委員	<p>それは、鎮圧・鎮火の段階において、鎮圧が行われれば、ある程度出ている3隊のうち1隊を帰署させたり、鎮火が完了すれば、原因調査を行う隊だけを残します。写真を撮ったり、さまざまな計測を行ったりといったことを経て、隊の数はだんだんと減らしていく形になります。消防団の皆さんには、いつもお世話になっており、本当にありがとうございます。鎮火の後には残火処理があり、これについては地元の分団の皆さんに大変お世話になっています。夜間には火の見張りといった業務も行っていただいており、とても助かっています。</p>
会 長	<p>その時の再燃防止の体制を確保できれば、あとは大丈夫という考え方でよろしいでしょうか。その辺りについても現場的な工夫がございますので、一度、団長を含めた支団や分団の皆様と決めていただければと思います。この件については、たぶん消防委員会の方でこうした方がいいというような突っ込んだ議論はできないかと思います。出動報酬がきちんと決まることで、その辺りの引き際やタイミングも含めて、新しいやり方やルール作りを考えてもよいのかなと捉えさせていただければと思います。</p> <p>それでは、この件について皆様からご意見やご発言はございますでしょうか。特にないようですので、それでは、この質問第1号の出動報酬について、事務局からお示しをいただいた通りに消防委員会として決定させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。異議はございませんので、全員の賛成を得たということで説明させていただきます。</p> <p>それでは次に、第2号の方に移ります。第2号は、消防OBの機能別消防団員についてです。事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
事務局A	<p>消防OB機能別団員及び市長からの質問の二つ目について説明をさせていただきます。資料は9ページです。前回、令和7年5月に開催された消防委員会の中で、消防OBの関係について報告をさせていただいたところです。5月に報告した内容としては、令和7年3月の条例改正で、学生機能別団員の創設が盛り込まれましたが、消防OB機能別団員の創設に係る条例の改正には至りませんでした。無報酬では活動できないため、出動報酬が創設されるまでの間は、消防OB団員の機能別団員の創設ができません。しかし、令和8年度の</p>

当初からスムーズに活動が行えるよう、我々としては消防OBボランティアとして活動していただくという形の準備期間を設けました。今後は、出動報酬の創設に合わせて、令和8年度から消防OB機能別団員を創設することとして進めておりますので、改めてご説明をさせていただきます。

9ページ資料3-1をご覧ください。こちらは、消防の機能別団員創設について、昨年令和6年8月6日に消防委員会で協議いただいた内容です。その際、学生の機能別団員と消防OBの機能別団員の2つを作るという資料で説明させていただきました。結果として、学生の機能別団員は令和7年4月1日から創設され、消防OBの機能別団員は令和8年4月1日から創設することとして現在進めているところです。

資料9ページを簡単に説明いたします。まず、名称は「学生機能別団員」と「消防OB機能別団員」の2つの機能別団員を作るものです。活動内容については、学生の機能別団員は予防活動や広報活動を行い、有事の活動は基本的に行わないというものです。自分で知り得た火事の現場で協力いただく団員もありますが、基本的にはこちらから有事の活動の出動は要請せず、予防活動や広報活動を行うのが学生の機能別団員です。一方、消防OBの機能別団員は、火災出動に特化した活動をしていただく形で考えております。団員の確保方策としては、学生の方は学生団員を学生機能別団員にする形で創設いたしました。消防OBの方は、消防署の職員OBや消防団員OBを中心に、新たに募集を行っていく形式です。年額報酬の考え方についてですが、学生の方は、年間を通じた訓練、予防活動、研修、広報活動などを実施していますので、年額報酬が支給されます。一方、消防OBは火災のみの出動となり、地域で火災が発生しなければ出動もありませんので、年額報酬は支給しない形で考えています。

出動報酬については、学生団員も消防OBも出動に応じて支給されます。学生が訓練に出動した場合や、消防OBが火災出動した際には、時間に応じた出動報酬を支給します。退職報償金についてですが、こちらは学生と消防団のOBとともに支給しない形で考えています。学生の場合、実質的に大学在学中の期間が中心であり、活動期間は一般的に4年間ですので支給しません。また、消防OBに関しても火災出動に限られており、一度退職報償金を受け取った後にさらに支給を行うことはありません。

消防団員等の公務災害補償、活動中のけがに対する対応については、学生と消防 OB とともに支給を行う形で考えています。消防団員等に福祉共済を適用しますが、年齢が 80 歳 6 ヶ月未満の場合には適用されます。入院などされた際の福祉共済の補償については、学生も消防 OB も対象となり、昨年の消防委員会で整理された内容です。これを引き続き実施し、令和 8 年 4 月からは消防 OB 機能別団員として、そのスタイルで進めていく考えです。

次に、11 ページの資料 3-2 をご確認ください。令和 8 年度当初からスムーズに消防 OB 機能別団員の活動が行えるよう、令和 7 年度中は消防 OB ボランティアとして活動していただく形で、前回の委員会で説明をさせていただきました。その後、進捗についてもご説明します。6 月に消防団各支団宛に募集の協力依頼を消防 OB ボランティアをさせていただいております。また、7 月に南丹市の自主防災組織宛に依頼をさせていただいております。その後、8 月に美山町内の自主防災組織の代表者を参考した説明会を行いました。10 月 1 日からは消防 OB ボランティアを登録し、活動を開始しています。11 月末の時点で登録者数は 24 名です。今後、この 24 名は特に辞退の意向がなければ、4 月から消防 OB の機能別団員として活動していただくことを考えています。

活動についてですが、消防ボランティアの方にはヘルメットを貸与しています。機能別になった場合、それをそのまま使用していただくことを考えています。火災発生時は、分団から直接または部・班を通じて情報が連絡されます。原則として、OB ボランティアが居住する分団内または分団の出動範囲内で発生した火災が出動範囲となり、分団の指揮下で活動していただきます。

消防 OB ボランティアは消防車に乗車して火災現場に出動することができます。ただし、運転は同乗の消防団員が行います。この点については、ボランティアであり消防団員ではないため、消防車の運転は現役の消防団員が行うことと整理しております。

活動については、消防署員または消防団員が現着し、ホース延長や放水準備が整うまでが目安となります。その後の活動については消防団等の要請があれば、協力していただき、それ以降の活動は消防団員に引き継がれる流れとなります。

消防車に乗車して火災現場に出動した消防 OB ボランティアは、後から駆けつてくる消防団員の自家用車で帰宅しま

す。OB ボランティアが自家用車で出向いた場合はそれで帰宅し、現役団員の自家用車しかない場合は、現場が落ち着いてから現役団員を送り返すなど、臨機応変に対応することとしています。

令和 8 年度以降については、消防 OB 機能別団員が創設されますが、特に辞退の申し出がない限り、ボランティアの方々はそのまま消防 OB 機能別団員として活動していただくことになります。

12 ページには現在、消防の OB のボランティアとして登録いただいている方々の名簿です。お名前は一部記載しておりますが、現在 24 名の方が登録され、活動を続けている状況です。消防 OB の活動については地域によって温度差を感じられます。現役の消防団員数が少ないにもかかわらず、面積の広い美山地域では消防 OB の必要性が高いと認識されているようです。一方、南丹市内の現役団員数が比較的多い園部地域や八木地域では、火災時の消火活動は現役の団員で賄えるという認識が高いと感じています。

美山町の中でも特に宮島地域では、A 委員さんが進めていることもあり、10 月 1 日以降、先進的に OB ボランティアの活動が行われています。11 月に発生した美山町板橋内の建物火災についてですが、平日の午後 2 時ごろの火災であったため、仕事で地域にいなかつた現役団員も多く、消防 OB の皆様が中心となって初動の活動をしていただいたところです。

13 ページでは、消防 OB 機能別団員の創設に伴い、南丹市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の変更について提案させていただきます。現在の定員については、資料の 1 でも説明いたしましたが、1,300 人以内になっております。その内訳としては、基本団員が 1,225 人、学生の機能別団員が 75 人です。現在の実団員数は基本団員が 1,185 人、学生団員が 62 人という状況です。以下、改正案について述べますが、今回新たに消防 OB 機能別団員を創設し、新たな枠組みを作ります。これまで随時 1,300 人まで減少させましたが、新たな枠組みを設けることで定員数が増えるのではないかと想定し、団員の定員を 1,350 人以内とし、そのうち機能別団員は、150 人以内とし、50 人増やす必要があると考えています。

美山町の宮島以外でも、他の地域において消防 OB の必要性が高まり、登録に向けて振興会単位で消防 OB への呼びかけが進められているところです。

	<p>令和8年の4月1日時点での定員は、どのくらいの人数になるのかは、正直に言うと読めない状況ですが、一定の枠を設け、もしそれ以上の入団希望が生じた場合は、議会ごとに定員の改正を行っていく形で整理していかなければと考えています。</p> <p>消防団員の定員に関しては、消防団の公務災害掛け金や消防団の退職報償金の掛け金、さらには京都府消防協会の負担金や丹波地方消防連絡協議会の負担金などが、実団員数ではなく定数を基準にして算定されるため、できるだけ実情に即した定員を設け、OBの入団が増えた場合にはさらに増やしていく形で考えています。現在の案では、50人増やして1,350人以内とし、機能別の定員は150人以内とする案を考えています。以上が定員に関する考え方です。</p> <p>最後に、定年の年齢についての意見もあります。しかし、定年は設けずに進めることとしたいと考えています。すでに地域の実情に基づいて地域には現役の団員が少ないため、75歳を超えて現役の消防団員を続けている方もいらっしゃいます。また、一度退団した後に再び消防団員として地域のために活動している方もいらっしゃいます。もちろん、消防団員の活動を行う中で体力的な考慮も必要ですが、定年という一定の線引きは市側から行わず、自身の体力を考慮して退団の時期を自身の判断に委ねる形で整理したいと考えています。</p>
会長	先ほど、消防団員組織の見直しや消防OB機能別団員の説明をしていただきましたが、皆様から何かご質問はござりますでしょうか。この機能別団員の枠にOBが入った場合、基本団員が減少し、こちらの方が増加するとの予想がされていますが、それで間違いないと考えてよいでしょうか。消防団の方で、この点に関する情報はございますか。
C委員	まだ情報は入っていないのですが、この間、美山地区で火災があり、出動していただいたことに大変感謝しています。頼もしい存在だと思います。また、現役消防団員が退団する際には、OBの入団を促していきたいと考えています。
会長	現状では、美山のこの宮島地区での登録人数は24名となっているようです。また、先ほど他の地域でもOB登録、つまりこの機能別団員への登録の動きがあるということです。しかし、一番の問題はこの定員について、どのように考えるか

	<p>という点だと思います。先ほど説明がありましたように、定数を増やしてしまえば、その分だけ出費がかさむことになります。逆に、定員が足りなければ、すぐに条例改正をしなければならないなど、いろいろな悩ましさがあると思いますが、この動きについて完全に把握できる時期はいつ頃になるのでしょうか。</p>
事務局A	<p>こちらから地域の方に説明したところ、声をかけるのに時間がかかるということが分かりました。ボランティアは一定期間だけの活動であるため、地域によってはボランティアではなく消防のOB機能別団員の登録に向けて、4月に向けて声をかけていこうという形で動いているところもありますので、3月ぐらいにならないと状況が分からぬのではないかと思います。</p>
会長	<p>実際、A委員は宮島以外でも希望される方が多いということをご存じでしょうか。</p>
A委員	<p>このレジメに記載されているように、美山町でこのOBボランティアの説明をいただいておりましたが、来られた組織の中でも認識にばらつきがあり、みんなに声をかけていかなければならないということがあります。そのため、必要性は理解しているものの、実行には少し時間がかかるということがあったのは事実です。</p> <p>その時の例として、市長が冒頭で言及された内久保の火災を挙げますが、あの時は延焼しやすい茅葺が燃えました。住んでいる家に関して言えば、3戸が燃えたということです。あの時もマンパワーが不足していたため、ここまで延焼してしまったことを説明しましたし、その地域の方々も説明会に参加されていましたので、その点について発言されました。ただ、必要性は認識しているものの、すぐ行動に移すことが難しく、最終的にはこの4月までには何とかしようという状況でした。</p> <p>私はこのような立場におりますし、その時の会議で消防車にも乗ることができるとお話ししましたので、早急に組織を立ち上げなければならないということで、組織を作り、現在は24名となっています。実際、板橋の火災の際には、24名のうち15名が出動してくれました。燃えた家はどうしようもなかったのですが、その隣にある家屋は延焼を防ぐことが</p>

	<p>できました。15名が参加してくれたことは、大きな成果だと考えています。</p> <p>このような必要性をしっかりと伝え、団員数が少ない美山町では、地域の安全を守るためにこの取り組みを続けていかなければならぬと思っています。この点を訴えていきたいというのが現状です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。私が危惧しているのは、この団員定数を上げることによって、全てを議会に上程し、そこで決めていくわけです。今回上げました、次にまた上げました、そして次に下げましたと、そんなに頻繁にそんなことができるとは思えません。要するに、見通しが悪いのではないかというふうに担当の方は言われるのではないかと考えています。それがあるから、とりあえず余分に設定しておくことが本当に良いのだろうかと、少し疑問に思っています。</p> <p>ですから、その点について、もし「そんなことは関係ありません」という状況であれば、定数を変更し、今回もそのようにして、議会の都度、定数改正を行うという記述は良いのですが、本当にそれが適切なのかどうか、そこが少し心配です。</p>
事務局B	<p>この3月ぐらいにはOB団員の数が見えてくるのではないかと思っています。その中で、今回の範囲でいければそれで進めさせていただきたいと思います。また、その後についてですが、OB団員が大幅に増えることはあまり考えにくいと思いますので、その辺の状況を見ながら、1年スパンぐらいの話で考えておき、見直しを進めていく方が良いのではないかと考えています。</p>
会長	<p>そうですね。例えば、機能別の枠組みができることによって、現役の消防団員が退団し、退職してそちらに変わるもの出てくるとなれば、基本団員数は減るということになります。それを考えれば、基本団員数は1,200のままであるから、ここを減らすことはできないという考え方です。したがって、その基本団員が退職された分については、やはり補充を考えなければならないと思います。それが前提でよろしいでしょうか。</p>
事務局B	はい。

会長	結果的には、OBの機能別の部署を増やさざるを得ないとことになります。そのため、今回は定員を増やしておくことになるということですね。
事務局B	正規団員そのものを増やすことももちろん必要だと思いますが、やはり人口減少の中で、そういうたった増加が望めない状況があります。したがって、OB団員を活用し、できれば団員数を確保できるよう考えた数字でございます。
会長	結果的に、消防団の方には、この機能別のOB団員の確保に向けて、いろいろとお願いしなければならないと思います。しかし、消防団としても特に問題はありませんでしょうか。
C委員	はい、問題ありません。
会長	ありがとうございます。この美山地区だけでなく、日吉や八木、園部といった様々な地域で、OBの機能別消防団が機能しなければならないのかもしれません。これについては、消防団の方でも検討していただくことになるかと思います。この委員会の中で何かご要望があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にご要望はございませんか。
D委員	以前は「ふるさとレスキュー」という形で地域に組織を作っていたと思いますが、私の住む地域でも組織があります。しかし、機能していないところがあり、ヘルメットや道具は少しいただいていたようですが、連携するところがなく、出動することもありませんでした。今、その期間が終わったと思われます。
	やはり、こうした面での組織は必要だと思いますが、連携するところをしっかりと確保しないと運営ができないと思います。今回、しっかりとした組織運営ができるような体制が整っていると思いますので、ぜひその動きを進めていただきたいと思います。
	ところで、現在「ふるさとレスキュー」という形のものは存在しないのでしょうか？
事務局A	あります。
事務局C	これは、こちらの自治体などで掲げられている組織です。

	<p>その中には「ふるさとレスキュー」という名前が付けられているものもあります。ふるさとレスキューの名称で自主防災組織として活動しているところもあれば、自主防災組織とは全く異なると感じられるところもあります。</p> <p>しかしながら、自主防災組織として活動している場合には、補助金も支給されますし、そういった活動が行われています。</p>
会長	よろしいでしょうか。あと1つだけ確認させていただきたいのですが、この消防OBの機能別団員ができた場合の位置付けについてですが、これは団本部付けになるのでしょうか。
事務局	分団付けとなります。
会長	分団付けということは、分団長の指示のもとで動くという考え方でよろしいでしょうか。分団長はそれをご存知ですか。
A委員	はい。
会長	あとは、女性部はOBのこの枠に入るのでしょうか。今後のことについて伺いますが、女性部を退団された場合、こちらの機能別に入ることは可能なのでしょうか。
D委員	組織編成やさまざまな改正の中で、女性分団の活動について今後も話し合う必要があると考えています。火災だけでなく、今後は地震などのさまざまな災害の面でも、女性分団としての動きをどうするかを話し合う必要があると思います。この点についても、どのような形が良いのかをじっくりと考えることが課題だと思います。
会長	そうですね。さっきの話は一度終わっているのですが、先ほどD委員がおっしゃっていたように、例えば現在家庭の事情で忙しい方が機能別のほうにいた場合、年間報酬ではなく、出たときだけ出動手当が支給されるわけで、それもありなのかなとふと思いました。いろんな意味で、あくまでも男性だけではなく、女性もこの枠に含まれるという解釈で良いのでしょうか。
A委員	ただ、今、この機能別OB隊の部分について考えると、出動の範囲は火災出動のみとなっています。そのため、女性団

	員が OB 団員として参加される場合は火災対応の訓練が必要になってくるので、その点については少し検討の余地があるかなと思っています。さらにもう 1 つお伺いしますが、この機能別消防団員も先ほどの出動手当と同じ形になるということでしょうか。
事務局 A	はい、同じ形です。
A 委員	私が組織します宮島で言いますと、最低年 1 回はポンプ取り扱い訓練をしなければならないなということで確認をしているんです。先ほどの説明では、現役団員には年額報酬が 36,500 円あるので、それぞれの活動の訓練等については報酬はなしということになります。機能別団員は年額報酬はないのですがそれでも年 1 回の報酬があっても、それは出動手当はないという解釈でいいかということですね。
事務局 A	今はそう思っています。
会長	ちょっと、そこに矛盾が出てくるかもしれません、事務局の案としてはそういうことなのです。
A 委員	OB 団員には年額報酬はありません。ただ、火災出動はあるため、その場合には出動します。時間があることは理解していますが、年に 1 回のポンプ取り扱い講習があるのであれば、この出動手当があるとし、年報酬はない代わりに 1 回 1,000 円の出動手当が支給されるべきです。やや難しい文面かもしれません、南丹市消防団長が認めた場合には、解釈に盛り込んでいただくななど、臨機応変な対応ができればと思っています。この点を少し申し上げたいと考えています。
会長	ありがとうございます。先ほどの出動報酬の考え方についてですが、4 ページの表に基づいた話です。これは一応決まった内容ですが、その後の審議によって、いくつかの問題点が明らかになりました。これについて、事務局の方で、例えば機能別団員の場合、この制限をなくすことに関して何か問題はありますか。
事務局 B	柔軟に考えるという部分については、範囲内だと考えています。

会長	承知いたしました。それでは、この出動報酬はあくまでも基本団員に向けた考え方でよろしいですね。機能別団員については、この対象外の部分も考慮すると、そのような形でよろしいでしょうか。
事務局A	その他の消防団長が認める活動だけにしておくと、後ほどあやふやになってしまうので、明記したほうが良いと思います。例えば、「消防OB機能別団員が行うポンプの取り扱い訓練、ただし1回に限る。」といった形で、何回も地域で行われることもあるかもしれません、回数を制限しつつ、おっしゃるように年1回ぐらいは必ず実施していきたい、やっていただきたいことですし、それを入れていくことが必要だと思っています。そのような形で話を進めていきたいと考えています。
会長	わかりました。この4ページの報酬の考え方を、先ほど「異議なし」と決めましたが、新しく出てきた問題に対応するために、この4ページで示している出動報酬の考え方は、あくまで基本団員に向けたものであり、機能別団員の場合は異なる考え方をする必要があります。年額報酬がない分、手厚く対応しましょうということになりましたので、ここについては、機能別団員向けに適用できるような読み方ができるように変更させていただければと思います。それでよろしいでしょうか。A委員も、それでよろしいですか。
A委員	はい、結構です。
会長	あと、いかがでしょうか。1点だけ装備についてお伺いしたいのですが、OBボランティアの場合はヘルメットを支給していると書かれていました。今後は火災の最前線に行くこともあると思いますので、きちんと防災服を含めた装備が必要になるかもしれません。この被服に関しては、充足されているという理解でよろしいでしょうか。
事務局A	今、市の方で防火服一式を配備しております、来年度には各部に防火服が2着ないし4着ずつ整備される予定です。消防のOBの方々には、そちらの服を着て車に乗って出動していただくことを想定しております。

会長	基本団員と同じものを共有していくということですね。
事務局A	そうです。
会長	今後、この登録者が増えたとしても、実際に数は増えないということです。
A委員	今の話ですが、消防車両も来ますし、当然防火服も車に乗っていますし、同乗することもありますので、そこの配備を拡大するということは必要ではないのではないかと思います。
会長	私自身も含めて少しあからぬ点がありますが、現場として特に困らないのであれば問題ないのです。 他に何かご意見はございますか。
事務局C	先程D委員が最初に言っていた消防団の休業制度についてお話しします。少し調べてみたところ、休団制度があることがわかりました。この制度は、総務省が平成30年1月に開催した消防団員の確保方策等に関する検討会に基づいています。この検討会では、減少している消防団員をどのように確保するかという問題が議論されています。団員数を確保するために、休団制度が導入されているようです。綾部市については具体的な情報が得られなかったのですが、長岡京市と向日市にはこの休団制度が設けられています。南丹市には「南丹消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」があり、長岡京市と向日市はその条例に休団制度も明文化しています。この2市では、休団は3年を超えない範囲で、団員の身分を有したまま職務を休止することが定められています。休団中は定年退職に伴う退職金の支給が一時的に支給されなくなるかもしれません、定員数的には減少しないという利点があります。先ほどの方向性を考慮すると、この制度を活用するのが良いのではないかと思います。
会長	D委員は参考にされてください。あといかがでしょうか。特にご意見はないようですので、それではこの諮問第2号の消防OB機能別団員創設について、原案の通り諮問を受け、その議論の結果、このように決定することでよろしいでしょ

	<p>うか。ありがとうございます。それでは、これについても原案通り進めます。なお、先ほども申しましたように、これに付随しまして第1号の議案における出動報酬の部分の一部改正が必要となりましたので、事務局の方で適切に対応いただけばと思います。それでは、その他として「消防団の組織再編について」がございますので、事務局のほうから説明をお願いいたします。</p>
事務局A	<p> 詰問の内容ではございませんが、「消防団の組織再編について」ということで、15ページの資料4、南丹市消防団の組織体制についてですが、令和8年の4月から新たな消防団組織のスタートに向け南丹市消防団と調整を進めております。内容については、本日ご協議いただいた内容と重複する部分もございますが、報告いたします。</p> <p> 15ページの上のほうから背景や現状について、消防団の人数が減少していること、中ほどには支団の現状について記載しております。本来、消防団の組織体制としては、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員で構成されていますが、南丹市では消防団発足以来、旧町の消防団の体制を維持するために、本団と支団を組織してきました。平成24年度以降は現体制となり、本団に団長1名と副団長3名を置き、各支団には副団長級の支団長1名と副支団長1名、分団長級の副指導員長1名を設置しております。この3名、支団長、副支団長、副指導員長が支団の3役として支団をまとめている形です。</p> <p> 1つの消防団に副団長級の方、つまり副団長、支団長、副支団長が11名存在し、分団長の他に分団長級の4名が副指導員長となっているため、南丹市消防団は同規模の市町村と比較して幹部の人数が多いです。また、部長級の指導員も置いていていることや、1つの部に1つの班しかない地域があるため、同規模の市町村と比べて部長級の団員が多くなっております。しかし一方で、幹部へのなり手が減少し、各支団の幹部や指導員の選出に苦慮している現状があります。処遇改善に関する部分ですが、こちらは個人支給を令和6年度から、年額報酬の増額を令和7年度から、消防の指導報酬については本日協議いただいた形で令和8年度から進める予定です。また、幹部の削減や活動実態のない団員の削減、さらにはOB団員への移行も同時に進めています。</p> <p> 16ページの上の部分では、組織再編の目的について述べて</p>

います。現状では、支団の枠組みの中で消防団活動が行われていますが、団員がこれ以上減少すると支団での対応が難しくなります。そのため、南丹市消防団全体で対応したり、支団の枠にとらわれず隣接する分団で対応する必要が出てきます。また、消防団の処遇改善と負担軽減を図り、団員が活動しやすい消防団を目指す必要があります。

10年後の世代に引き継ぎ可能な消防団組織を作るため、の1つ目は支団の廃止です。支団や支団長、副支団長、副指導員長などの役職をなくし、団長と副団長の下に分団を並べる形にします。

2つ目は指導員の廃止です。南丹市では指導員として部長級の役職が存在しますが、近隣の京丹波町や亀岡市では指導員を特に設けておらず、分団長、副分団長、部長、班長が団員の指導にあたっています。このため、今後は分団長、副分団長、部長、班長を指導者とし、指導員を廃止します。

また、消防OB機能別団員を設け、現役の団員がOB団員に移行する組織体制を考えています。最後に17ページですが、こちらは令和8年の4月からの組織図です。団長が1名、その下に各町1名の副団長が4名おり、副団長の下には、現行の18分団の分団長が並ぶ形になります。

これまで、秋の火災予防運動や操法大会に向けた取り組みなどは、支団ごとにやり方が異なる状況でした。今後、支団は廃止されますが、一足飛びに全ての団を統一して同じ方法で行事や訓練を行うことは難しいため、支団を園部ブロック、八木ブロック、日吉ブロック、美山ブロックとして活動を行っていきたいと考えております。分団の名称には、園部、八木、日吉、美山をそれぞれに頭につけた形で、今までの1から5という分団番号をそのまま残す名称で進めていきたいと考えております。

来年度以降、一部一班を見直すことを検討していますが、令和8年度からは、こちらの17ページの組織体制で進めようと、消防団と協議しながら進めているところです。以上、報告いたします。

会長

皆様からこの組織再編に関する質問がございましたら、お気軽にご発言ください。特にご質問はありませんか。

A委員

団が考えられたことですので、あまり口を挟むことは控えたいと思っております。ただ、有事の際には各支団、今で言

	<p>う支団範囲内で対応ができないため、他の支団にも関わって対応していこうという意図は理解できます。しかし、そこまでの負担を団員に求めたとき、団員としてやっていくことが難しくなり、負担がかなり増えるのではないかと考えています。</p> <p>これまでから、各地域で団員数を増やし、機能別団員を増やすことで地域を守っていくことが本来の姿ではないかと思っております。そのため、まずはそこを重点的に考えていただきたい。それ以上に、人口の減少の中でどうしようもない事情があるということになれば理解できますが、まず本筋はそこではないと感じています。これが一点の意見です。</p> <p>次に、組織の再編についてお聞きしますが、「ブロック」という名称にされた理由は何かあったのでしょうか。支団をなくして「ブロック」という名前にされた意味についても知りたいです。</p>
会長	<p>今回の組織再編の一環として、広域的に、つまり支団を超えて、協力体制を構築しようということがあります。しかし、逆にそれが負担にならないかという点についても考慮が必要です。このことについて何か検討されたことがあれば、発言いただければと思います。例えば、これまで支団同士で当然助け合いや応援を行っていたわけですが、今回の再編によって、それが変更されることはあるですか。</p>
C委員	<p>変更することはありませんが、支団の枠を取ってしまうため、多少なりとも出動範囲は広がると思います。A委員がおっしゃるような気がします。しかし、やはり日中出られない団員もあり、減少する中ではもう仕方がないことなのかなと考えております。</p>
会長	<p>支団がブロックになって、結局ブロックとして動くということですね。担当の副団長がいらっしゃって、支団長の仕事をするようになり、名前が変わっただけで内容は同じなんですか。特にそれについては検討はありませんでしたか。</p>
C委員	<p>特にはないと思うんですが、変えていかなければならぬところは多々あるので、一旦これで進めていこうというところです。</p>

会長	事務局の方で、何かこのあたりについてご存じでしょうか。
事務局A	<p>例えば、操法大会や出動の考え方についてですが、今までの支団の中で考えてもらえる部分がメインであると思います。支団で大会を開催したり、支団内で順番を回したりすることはありますが、そのような部分については分団の判断で、できる形にしていきたいと考えています。そういった分団で行けるところは、分団主体で動いていただくことをメインにしたいのですが、今までいろんなやり方があったため、それを全部同じやり方で統一するのは難しく、C委員からのご指摘にもありましたように、とりあえずこの形でスタートを切りながら、今後統一できる部分を、横並びで進められるように整理していきたいと考えております。</p>
会長	<p>そうしたら、その支団を「ブロック」と言い換えることによって、何か違いが出てきますか。</p>
事務局C	<p>違いというよりも、今まででは、支団の中で5つなり3つなりの分団が手を取り合って頑張っていたのですが、今後は各分団の単純な集合体という感じです。美山に近接している日吉分団の方は、隣が火事になった場合には消火に行きますし、もっと大きな火災では、支団の枠を超えて遠くからでも園部からでも行きますよと、そういった集合体のような考え方になってきたというところです。</p>
会長	<p>つまり、本当であれば、第1分団から第18分団までにするのが一番良いわけですが、それを行うと名称的にどこの分団かわからなくなるため、とりあえず頭に園部や八木といった旧町の名前をつけています。南丹市消防団という一つの組織として、全員がきちんと認識を持ってほしいとの期待があるという考え方ですね。</p>
	A委員、何かご意見はござりますか。
A委員	<p>例えば、操法大会も今後、運営が厳しい状況になってくるかと思います。今まで支団があつて4つ並んでいましたが、18分団が並列で並ぶことになります。そうなると、支団旗は必要なくなるということですね。</p>
事務局A	私はそのように認識しています。

A委員	はい、わかりました。
会長	<p>合併をしてからかなり経ちました。やはりこういう動きが出てくるのは、1つの市になれば当たり前のことです。しかし、地域によって環境は全く異なるため、独自の路線が必要になるのかもしれません。そういう背景を踏まえると、消防団本部がその辺りをまとめていくのは非常に難しいと思います。昔からの歴史や名残があつての今の4つの分け方であると認識しています。</p> <p>特に意見がなければ、1つの南丹市消防団を構築していく方向で委員の皆様のご理解をいただいた形で進めさせていただければと思います。これに関し、他にご意見はありませんか。</p> <p>特に他にはないでしょうか。それでは、本日いただいた質問事項を整理させていただきます。まず最初に第1号の諮問として、消防団員の出動報酬の創設について全員の承認を得て、進める方向性が定まりました。ただし、4ページに記載されている表については、機能別消防OB団員に年額報酬の支給がないことを踏まえ、出動報酬を出せるように変更することにしますので、その点を修正します。また、協議の途中で出ましたが、出動1日についての考え方や再燃等があった場合、時間を置いて再出火した場合の考え方についても、整理する形になりますので、変更に関しては、事務局の方に一任させていただきます。</p> <p>なお、最終的に答申をする前に、私または副会長、団長の方には報告をいただき、確認をさせていただければと思います。まず、それについてよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>次に、諮問第2号として消防OB機能別団員につきましても、委員の皆様にご理解いただくことができました。従いまして、先ほどと重複する点がございますが、出動報酬の考え方等については、今回の議案1号の諮問内容を踏まえ、整理させていただきたいと思います。これについてよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>最後に、その他として、今後の南丹市消防団の組織再編についての説明をいただいております。以上をもちまして、本日の消防委員会での審議事項はすべて終了させていただければと思います。長時間にわたり、ご理解いただきましてありが</p>

	<p>とうございました。それでは、事務局の方にお返しします。</p>
事務局（司会）	<p>木村会長、ありがとうございました。これにて本日の会議は終了いたします。長時間にわたりご審議いただき、誠に感謝申し上げます。これをもって閉会といたします。お疲れ様でした。</p>